

平成 2 1 年 1 2 月 1 1 日 ・ 1 6 日

中央社会保険医療協議会

基本問題小委員会資料

新たな機能評価係数の導入等に関する検討結果

平成 21 年 12 月 11 日
診療報酬調査専門組織
D P C 評価分科会
分科会長 西岡 清

I. 新たな機能評価係数の導入に係る対応について

1 新たな機能評価係数の設定

(1) 次回の診療報酬改定において、以下の 7 項目を導入することが妥当と考えた（参考資料 2）。

- ① D P C 病院として正確なデータを提出していることの評価
医療の質に係るデータを公開していることの評価
 - ② 効率化に対する評価
 - ③ 複雑性指数による評価
 - ④ 診断群分類のカバー率による評価
 - ⑤ 救急医療の入院初期診療に係る評価
 - ⑥ 医療計画で定める事業等について、地域での実施状況による評価
 - ⑦ 医師、看護師、薬剤師等の人員配置（チーム医療）による評価
- なお、⑤～⑦については、具体的な評価の基準について、更なる検討が求められる。

(2) 「検体検査管理加算」について、各診断群分類点数における包括評価から除外し、出来高点数の加算等に基づく機能評価係数に追加することが妥当と考えた。

2 包括対象からの除外

現在、各診断群分類の点数において包括評価されているもののうち、以下については、包括から除外することが妥当と考えた（参考資料 3）。

- ・ 無菌製剤処理料
- ・ 術中迅速病理組織標本作製
- ・ H I V 感染症に使用する抗ウイルス薬（H I V 感染症治療薬）
- ・ 血友病等に使用する血液凝固因子製剤
- ・ 慢性腎不全で定期的に実施する人工腎臓及び腹膜灌流

II. 調整係数の段階的廃止について

調整係数の廃止については、暫定調整係数及び基礎係数を設定し、対応することとしてはどうか（参考資料 4、5）。

なお、暫定調整係数及び基礎係数の設定方法については、今後検討が求められる。

平成22年改定における新たな機能評価係数の導入 (調整係数の段階的廃止)に関する対応(案)

第1 新たな機能評価係数の導入について

平成22年度診療報酬改定においては以下のような対応を行って
はどうか。

1. 導入する具体的な機能評価係数

(1) 項目(名称については要検討)(別紙1)

①以下の4項目については導入することとし、更なる作業に着手。

- ・〔項目1〕正確なデータ提出に係る評価
- ・〔項目2〕効率化に対する評価
- ・〔項目3〕複雑性指数による評価
- ・〔項目4〕診断群分類のカバー率による評価

②以下の2項目については、算出方法等の具体化作業に着手し、
導入の可否も含めて速やかに検討。

- ・〔項目5〕救急医療の入院初期診療に係る評価
- ・〔項目6〕地域医療への貢献に係る評価

③「〔項目7〕チーム医療」については、診療報酬全体の議論と整
合を図りながら、今回のDPCでの対応について引き続き検討。

(2) 各項目の重み付け

改定率等の決定を踏まえ、引き続き検討。

2. 新・機能評価係数を含む医療機関別係数の設定方法

(1) 今後の段階的対応を踏まえ(第2で後述)、DPC対象病院全
体として、現行調整係数による“上積み相当部分”のうち25%
相当を「新たな機能評価係数」の評価に置き換える(別紙2)。

(2) 上記2.(1)と合わせて、各DPC対象病院の暫定調整係数
を次のように設定する。

①現行の調整係数設定方式に基づき算出した各病院の調整係数に
ついて、一律に一定の定数(別紙2・P2の「 λ (ラムダ)」)を
乗じ、それを平成22年度診療報酬改定の暫定調整係数とする。

②上記①の定数（λ）は、今後改定する診断群分類点数表（平成22年版）に基づく包括点数と上記2.（1）に基づき新たな係数評価で置き換えられる総点数等から算出される（別紙2）。

（3）上記（1）、（2）を踏まえ、最終的な医療機関別係数を次のように算出する。

$$\text{〔医療機関別係数〕} = \text{〔暫定調整係数〕} + \text{〔新・機能評価係数〕} + \text{〔現行の機能評価係数（※）〕}$$

※ 出来高点数の加算等に基づく機能評価係数については、従来どおりの取扱で設定する。

3. その他の算定ルール等の見直し

改定時に通常実施する診断群分類見直しや、既に対応方針が決定された入院期間に応じた点数設定方式の見直しのほか、次のような事項についても整理する。

（1）以下については、現行の包括評価対象を見直し、出来高で算定可能とする。

- ・ 無菌製剤処理料
- ・ 術中迅速病理組織標本作製
- ・ HIV感染症に使用する抗ウイルス薬（HIV治療薬）
- ・ 血友病等に使用する血液凝固因子製剤
- ・ 慢性腎不全で定期的実施する人工腎臓及び腹膜灌流

（2）医療法標準による医師等員数の基準を満たさない場合や特別入院基本料を算定する場合の取扱等については、出来高と同様の規定を設ける。

第2 調整係数の廃止に向けた対応について

（1）現行の調整係数については、激変緩和の観点から、平成22年も含めて4回の診療報酬改定を経て廃止することとし、合わせて新たな機能評価係数に転換する。

（2）平成22年度診療報酬改定も踏まえながら、新・機能評価係数と暫定調整係数の設定方法やそれに基づく診療報酬の評価方法（重み付け等）について引き続き検討し、平成24年度診療報酬改定を目途に医療機関別係数のあり方について整理する。